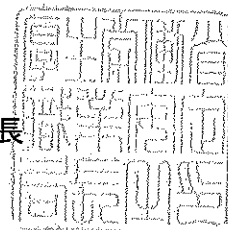


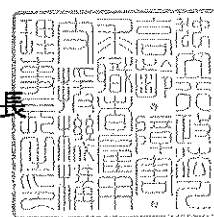
平成26年5月30日
職発0530第10号
26高障求発第86号

一般社団法人
全国建設業協会会長 殿

厚生労働省職業安定局長



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長



障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力のお願い

日頃から、障害者の雇用促進と職業の安定にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
障害者の雇用につきましては、事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯の理念の下、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「法」といいます。）に則り、ご尽力いただいているところです。

また、近年の障害者に係る雇用情勢を鑑みて、平成20年12月に法改正が行われ、障害者雇用率制度（以下「雇用率制度」といいます。）及び障害者雇用納付金制度（以下「納付金制度」といいます。）に係る改正が平成22年7月から一部施行された際には、貴団体会員企業等の周知にご協力を賜り、改めて御礼申し上げる次第です。

さて、27年4月からは、改正内容の段階的な施行として、

納付金制度の適用対象範囲が、常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の中小企業にも拡大

されることとなります。

つきましては、納付金制度の改正内容を改めてご理解いただき、法定雇用率を達成すべく障害者を雇用していただくとともに、併せて、改正納付金制度による適正な申告・納付、申請を法定の期間内に確実に行っていただきますよう、貴団体の会員等の皆様に対する周知についてご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

末筆となりましたが、貴団体及び会員等の皆様のますますのご発展を心よりお祈りいたします。

※ 雇用率制度・・・事業主は法に基づき一定割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。

※ 納付金制度・・・障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うために、法に基づき雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主から納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し障害者雇用調整金等を支給する制度です。27年4月施行の改正納付金制度による納付金の申告・納付、障害者雇用調整金等の支給申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、平成28年4月開始となります。

【納付金制度に係る申告・納付、申請に関する問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 納付金部 改正制度準備室

TEL043-297-9508

(ホームページアドレス <http://www.jeed.or.jp/>)